

入札・契約制度の改正について

平成21年10月から

本市においては、従来から入札・契約制度の改善に取り組んでおり、一般競争入札の拡大及び電子入札の導入に努めてまいりました。

こうした中、入札結果及び公共事業を取り巻く状況や厳しい経済情勢等を踏まえ、次のとおり入札・契約制度の改正を行います。

1 最低制限価格の算定方法の変更及び事前公表から事後公表へ

最低制限価格を事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われ難く、十分な積算を行うことなく受注できる状況があることから、最低制限価格の算定方法を次のとおり変更するとともに事前公表から事後公表へと切り替えます。

		最低制限価格制度	
		公表時期	最低制限価格
改正前	事前公表	予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内で決定 (通常は、予定価格の80%)	
改正後	事後公表	予定価格算定上の	$\left[\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 60\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right] \text{の合計額} \times 1.05$ (千円未満切捨)

上記により算定した額が予定価格の5分の4を超える場合は5分の4(千円未満切捨)に相当する額、また3分の2に満たない場合は3分の2(千円未満切上)に相当する額とします。

2 地元企業の受注機会の確保について

公共工事において、地域に貢献する企業を適切に評価するとともに、地域経済を活性化させるため、地元企業の受注機会を確保します。

		市内業者限定対象工事			
		業 種 区 分			
		土木一式工事 水道施設工事 電気工事 管工事	建築一式工事	舗装工事	その他の工事
改正前	~3,000万円	~1,000万円	~1,000万円	~1,000万円	~1,000万円
改正後	~5,000万円	~3,000万円	~2,000万円	~1,000万円	~1,000万円

上記は、標準案であり、工事内容及び発注時期等により変更する場合があります。